10　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合に、当該第三者に対して当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならないものとするとともに、当該第三者に対して、開示請求の年月日等を通知しなければならないものとした。

11　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法等を書面で申し出なければならないものとした。

12　行政機関の長に対し開示請求をする者が、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、納めなければならない手数料の額を定めるものとした。

13　行政機関の長又は独立行政法人等の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書又は法人文書の写しの送付を求めることができるものとした。

14　開示請求における本人確認手続等に係る規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用するものとした。

15　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者が納めなければならない手数料の額を定めるものとした。

16　行政機関の長が個人情報保護法第五章第二節から第五節まで（個人情報保護法第七四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる職員を定めるとともに、委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職等を官報で公示しなければならないものとした。

17　その他所要の規定の整備を行うものとした。

二　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の廃止関係

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成一五年政令第五四八号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成一五年政令第五四九号）を廃止するものとした。（第二条関係）

三　関係政令の整備関係（第三条～第一五条関係）

1　関係政令について個人情報保護法の一部改正並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五八号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成一五年法律第五九号）の廃止に伴う所要の規定の整備を行うものとした。

2　その他所要の規定の整備を行うものとした。

四　その他（附則関係）

1　所要の経過措置を規定するものとした。（附則第二条～第五条関係）

2　所要の規定の整理を行うものとした。（附則第六条関係）

3　この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三七号）第五〇条の規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二九三号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、令和三年一一月一日から施行することとした。

◇医道審議会令の一部を改正する政令（政令第二九四号）（厚生労働省）

1　厚生労働大臣が、大学において医学又は歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験を定める厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときの医道審議会への意見聴取について、医道審議会医師分科会又は歯科医師分科会の所掌事務に加えることとした。（第五条第一項関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、医道審議会医師分科会の所掌事務を加える改正規定は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九五号）（国土交通省）

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三一号）の施行期日は、令和三年一一月一日とすることとした。

◇特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二九六号）（国土交通省）

一　特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正関係

1　雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の補助（第五条関係）

㈠　特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）第一六条の規定による国の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とすることとした。

㈡　法第一六条の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に、㈠に規定する国の補助金の額、その地方の浸水被害の発生の状況その他の事情を勘案して地方公共団体の定める割合を乗じて得た額とすることとした。

2　届出が必要でない貯留機能保全区域内の行為は、次に掲げるものとすることとした。（第一七条関係）

㈠　貯留機能保全区域内の土地の維持管理のために行う行為

㈡　仮設の建築物等の建築その他の貯留機能保全区域内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該土地が有する河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）

3　法第五七条第二項第二号の政令で定める社会福祉施設、学校及び医療施設は、次に掲げるものとすることとした。（第一九条関係）

㈠　老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（母子生活支援施設、児童厚生施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、母子健康包括支援センター（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）その他これらに類する施設

㈡　幼稚園及び特別支援学校

㈢　病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）及び助産所（妊婦、産婦又はじょく婦の収容施設があるものに限る。）

4　居室の床面の高さを基準水位以上の高さにすべき居室（第二二条関係）

㈠　住宅の用途に供する建築物について、居室の床面の高さを基準水位以上の高さにすべき居室は、居間、食事室、寝室その他の居住のための居室（当該居室を有する建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第六六条に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあっては、当該他の居室）とすることとした。

㈡　法第五七条第二項第二号に掲げる用途の建築物について、居室の床面の高さを基準水位以上の高さにすべき居室は、次の⑴から⑷までに掲げる用途の区分に応じ、当該⑴から⑷までに定める居室（当該用途の建築物に当該居室の利用者の避難上有効なものとして法第六六条に規定する都道府県知事等が認める他の居室がある場合にあっては、当該他の居室）とすることとした。

⑴　3の㈠に掲げる用途（⑵に掲げるものを除く。）　寝室（入所する者の使用するものに限る。）